

## 自然科学学習館展示物等保守点検業務委託仕様書

自然科学学習館展示物等保守点検業務委託については、この仕様書に基づき実施するものとする。

- 1 件 名 自然科学学習館展示物等保守点検業務委託
- 2 実施場所 秋田市東通仲町4番1号  
秋田市民交流プラザ4階・5階 自然科学学習館
- 3 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 4 業務概要 本業務は、自然科学学習館内設置の展示品および機器類（展示物等）について、利用者が快適で安全に利用できるよう、受託者が保守点検や軽微な修繕および補修（修繕・補修）などの一切の業務を行うものとする。

### 5 展示物等について

展示物等は、次の(1)から(6)までとする。

#### (1) 体験型展示物

展示工作物、映像装置附帯の展示装置、周辺機器類 1式

#### (2) 入場カウンター関係

入場カウンターおよび周辺機器類 1式

#### (3) プロジェクター関係

プロジェクターおよびプロジェクター管理用PC 1式

#### (4) サイエンス竿燈 1基

#### (5) 吊り下げバナー 3基

#### (6) 岩石等展示用棚に設置している展示品 1式

### 6 業務内容

業務の実施に当たっては当館職員の指示に従うものとし、受託者は次の各事項の保守点検業務を行うものとする。

#### (1) 受託者は、展示物等の保守点検（状況に合わせた分解、清掃、

組立、調整、部品の製作、部品交換等の作業の実施)時、必要に応じた改良に加えて、当該展示物と連動しているデジタルコンテンツ等の修正、更新および追加を実施するものとする。

(2) 受託者の保守点検業務に係る点検回数については、次のア～オのとおりとする。

ア 展示工作物の保守点検 (各年2回)

イ 周辺機器と当該周辺機器のデジタルコンテンツの保守点検 (修正および更新は、各年1回。追加は、連動する展示物の修繕・補修に合わせ必要が生じた場合に実施)

ウ 映像装置附帯の展示装置の保守点検および動作確認 (各年1回)

エ 入場カウンター関係およびプロジェクター関係の保守点検 (各年1回)

オ サイエンス竿燈、吊り下げバナー、岩石等展示用棚に設置している展示品および展示機器等に係る消耗品の保守点検 (各年1回)

(3) 受託者は、保守点検業務の履行について必要な資材機器のうち、点検作業経費、展示物等の消耗品、雑材および従業員(人件費、旅費および宿泊費を含む)にかかる経費はすべて受託者負担とする。

(4) 受託者は、保守点検の結果、故障その他の異常を発見したときは、直ちに当館に連絡し、双方協議のうえ最善の処置を講じるものとする。

(5) 受託者は、保守点検や修繕・補修の終了後、2週間以内に当館へ報告書を提出し、当館職員からの確認を受けるものとする。

## 7 保守点検の時期

(1) 6(2)アからオまでの保守点検等の時期については、当館職員と協議し決定した休館日に行うこと。

(2) 1回の点検が2日間以上となる場合、または点検時期が変更となる場合は、双方協議のうえ日程を決定するものとする。

## 8 点検の依頼

当館職員が展示物等に異状を認めて受託者に点検依頼の通知をした場合は、受託者負担で保守点検を行うものとする。

## 9 展示物等の保全

当館職員は、常に館内の展示物等の設備が正規の状態にあることに留意し、故障等の異常を発見した場合、またはこの設備に影響を及ぼすおそれのある模様替え等の工事を行う場合は、速やかに受託者に通知し、双方協力して展示物等の保全に努めるものとする。

## 10 疑義

この仕様書に特段の記載のない事柄について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。